



第4号様式

流防第28号
令和7年5月27日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年2月20日付け、流監第107号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年2月20日・流監第 107 号	
監査の種類別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
市民生活部 防災危機管理課	意見	切手等受払簿が未作成、または記載に誤りや漏れがあったため、現物の保有数量と台帳の整合性の確認がとれない事案が見受けられた。郵便切手類やレターパック、収入印紙は換金性が高く、不正使用や盗難等の危険性もあることから、適正な管理が行われるよう対策を講じられたい。	切手の取扱いにあたり、購入時や使用時、返戻時の切手等受払簿の記入や確認の方法について、課内で改めて確認しました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。